

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年 7 月 1 日
【会社名】	東洋埠頭株式会社
【英訳名】	TOYO WHARF & WAREHOUSE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 原 匡史
【本店の所在の場所】	東京都中央区晴海一丁目 8 番 8 号
【電話番号】	(0 3) 5 5 6 0 - 2 7 1 1
【事務連絡者氏名】	執行役員広報部長 松本 邦宏
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区晴海一丁目 8 番 8 号
【電話番号】	(0 3) 5 5 6 0 - 2 7 1 1
【事務連絡者氏名】	執行役員広報部長 松本 邦宏
【縦覧に供する場所】	東洋埠頭株式会社 川崎支店 (神奈川県川崎市川崎区扇町13番 1 号) 東洋埠頭株式会社 大阪支店 (大阪府大阪市此花区梅町二丁目 4 番72号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

2025年6月26日開催の当社第114回定時株主総会におきまして、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2025年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件
期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金35円 配当総額258,993,805円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月27日

第2号議案 監査等委員でない取締役7名選任の件
監査等委員でない取締役として、原匡史、西修一、三上慎治、富永超、大野武一、堀龍義及び南部雅実を選任するものです。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
監査等委員である取締役として、鈴木康司、山本博毅、鵜田英之及び杉本尚子を選任するものです。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	47,386	912	0	（注）1	可決 98.11
第2号議案					
原 匡史	45,886	2,412	0	（注）2	可決 95.01
西 修一	46,781	1,517	0		可決 96.86
三上 慎治	46,783	1,515	0		可決 96.86
富永 超	46,790	1,508	0		可決 96.88
大野 武一	44,637	3,661	0		可決 92.42
堀 龍義	44,603	3,695	0		可決 92.35
南部 雅実	44,613	3,685	0		可決 92.37
第3号議案					
鈴木 康司	47,228	1,070	0	（注）2	可決 97.78
山本 博毅	47,214	1,084	0		可決 97.76
鴫田 英之	44,186	4,112	0		可決 91.49
杉本 尚子	47,191	1,107	0		可決 97.71

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上